



## 新型コロナウイルス関連の企業融資・補助金・助成金 (3/19時点版)

世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス。日本でも感染者が増え、中小企業や小規模企業の経営にも大きな影響を与えています。経営者として、予測不能な事態に負けず、強く迅速に対応することが必要です。

そこで、企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策をご案内します。

### 1. 新型コロナウイルス関連の融資制度（貸付・保証）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者の方々への資金繰りを支援

#### ○セーフティネット保証 4号・5号 ※小牧市の「特定中小企業者」認定が必要

一般保証とは別枠（2.8億円）で保証

4号は全都道府県を対象に100%保証、5号は影響を受けている業種（3/19現在508業種）を対象に80%保証

#### ○危機管理保証

全国・全業種（保証対象業種に限る）の事業者を対象に、売上高が前年同月比15%以上減少する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置

【問合せ】小牧市役所商工振興課 0568-76-1134

愛知県信用保証協会 0120-454-754



小牧市 セーフティネット保証

#### ○セーフティネット貸付

「売上高が5%以上減少」といった数値要件に関わらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象にする要件緩和

#### ○新型コロナウイルス感染症特別貸付 ※融資後の3年間まで金利引き下げを実施

感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、融資枠別枠の制度で支援

#### ○特別利子補給制度

上記貸付を行った事業者のうち、特に影響の大きい事業者や売上高が急減した事業者に対して利子補給を行い、資金繰りを支援

#### ○衛生環境激変対策特別貸付

感染症等の発生により影響を受けた、旅館業・飲食店及び喫茶店を営み、次の全てに該当する事業者を支援

①最近1カ月の売上が前年・前々年の同期と比較して10%以上減少し、今後も減少が見込まれる

②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる

【融資限度額】別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）【基準金利】1.91%

【問合せ】日本政策金融公庫名古屋中支店 052-221-7248



日本政策金融公庫 新型コロナウイルス

### 2. 新型コロナウイルス関連の補助金制度

今後の事業継続性確保等に対応する、設備投資・販路開拓・IT導入による効率化等に取り組む事業者を支援

#### ○ものづくり・商業・サービス補助金

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援

【対象】中小企業・小規模事業者等

【補助上限】原則1,000万円（補助率：中小1/2、小規模2/3）

## ○小規模事業者持続化補助金

小規模事業者の販路開拓等への取り組みを支援

【対象】小規模事業者等 【補助上限】50万円（補助率：2/3）

## ○IT導入補助金

事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援

【中小企業・小規模事業者等】 【補助額】30～450万円（補助率：1/2）

〔問合せ〕小牧商工会議所 0568-72-1111

## 3. 新型コロナウイルス関連の助成金制度

### ○雇用調整助成金

経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に一時的に休業・教育訓練又は出向を行い、雇用維持を図った場合に、休業手当・賃金等の一部を助成  
<特例措置①> ※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用

【特例の対象者】新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

【助成率】大企業 1/2、中小企業 2/3

【支給限度日数】1年間で100日

<特例措置②> ※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用

【特例の対象者】緊急事態宣言により活動自粛の要請を受ける地域に所在する事業主

【助成率】大企業 2/3、中小企業 4/5

【支給限度日数】1年間で100日

〔問合せ〕あいち雇用助成室 052-219-5518

### ○小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 <厚生労働省ホームページにて追って公表>

学校等が臨時休業した際、通学する児童の保護者が休職による所得減少に対応するため、年次有給休暇とは別に有給休暇を取得させた企業を支援

【対象者】下記①②の児童の世話をを行う労働者に対し、年次有給休暇以外に有給  
(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

①新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う児童

※小学校、義務教育学校(小学校課程)、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した恐れのある学校等に通う児童

【対象日】令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇

※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く

【支給額】休暇中に支払った賃金相当額(支給額は日額上限あり)

〔問合せ〕学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999

### ○テレワーク導入にご活用いただける支援策

#### 1. 時間外労働等改善助成金(テレワークコース)

新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するため、特例的なコースを新たに設置

#### 2. 少額減価償却資産の特例

中小企業は、テレワーク用設備(取得価額が30万円未満のパソコンやソフトウェア)について、全額損金算入することが可能

〔問合せ〕1. テレワーク相談センター 0120-91-6479

2. 小牧税務署 0568-72-2111